

関西各市町村の介護保険施設事業者公募情報

(2026年2月1日現在)

※詳細は各行政HPにてご確認ください

●伊丹市

< 令和7年度 伊丹市地域密着型サービス施設に係る指定候補事業者の公募 >

◎公募内容

事業種別	募集数	以下の小学校区での応募を優遇する地区	併設施設
①小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護	3施設 (登録定員29人/1施設)	稲野又は鴻池、笹原又は鈴原、花里又は昆陽里、摂陽、有岡、南の各小学校区	②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1施設 (定員29人)	稲野又は鴻池、伊丹又は摂陽、笹原又は鈴原、神津又は有岡、池尻、花里、南の各小学校区	①小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護

※各施設の整備目標年度は原則として、令和8年度から令和9年度とし、令和9年度末までに開設すること

◎選定スケジュール

応募受付期間:令和8年1月5日～3月31日

候補事業者決定・結果通知:応募があり次第、随時実施

●尼崎市

< 令和7年度地域密着型(介護予防)サービス整備事業者の募集 >

◎公募内容

下記3事業共に、整備時期は令和9年9月末までに開設すること

【施設・居住系サービス】	サービス種別	日常生活圏域	整備数
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	全圏域	1か所 29床以内
【居宅系サービス】	サービス種別	日常生活圏域	整備数
	看護小規模多機能型居宅介護	全圏域	1か所

募集施設	施設数	定員数	募集圏域(施設整備予定地)
介護医療院	1施設	30床以上48床以内	全圏域(圏域指定なし)

◎上記3事業の選定スケジュール

申込受付期間:令和7年12月18日～令和8年2月13日

高齢介護課による書類審査 :令和8年2月中旬～3月上旬

選定委員会による審査(事業者プレゼンテーション) :令和8年3月下旬

整備予定事業者選定:令和8年3月下旬～4月

●枚方市

< 令和7年度 地域密着型 サービス 整備事業候補者の選定に関する募集【再募集】 >

◎公募内容

サービス種別	整備予定数	整備圏域 ※
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1か所 29床	第1,2,4,6,8,9,11,12圏域の いずれか1つの圏域
小規模多機能型居宅介護	1か所	第1,5,7,10圏域のいずれか1つの圏域
看護小規模多機能型居宅介護	1か所	第1,5,7,10圏域のいずれか1つの圏域

※ 上記整備圏域以外での申込みも可とする。なお、上記整備圏域での事業提案に対しては、評価項目を加える(加点要素とする)

●枚方市

< 令和7年度 地域密着型 サービス 整備事業候補者の選定に関する募集【再募集】 >

※ サービス種別に掲げる「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」との合築・併設施設として、「小規模多機能型居宅介護」又は「看護小規模多機能型居宅介護」の事業提案に対しては、評価項目を加える(加点要素とする)

< 令和7年度 特定施設入居者生活介護 整備事業候補者の選定に関する募集【再募集】 >

◎公募内容

サービス種別	整備予定数	整備圏域
特定施設入居者生活介護	80床	枚方市内全域

※募集事業は、混合型特定施設入居者生活介護とし、介護専用型特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護(定員29人以下の介護専用型特定施設)は、整備対象外である
 ※申込可能な施設種別は、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームに該当するものに限る)、軽費老人ホーム又は養護老人ホーム(以下、「有料老人ホーム等」という。)とし、既存施設から特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム等への移行のみを募集対象とする。
 よって、有料老人ホーム等の新規開設施設については、整備対象外である

◎選定スケジュール 上記、地域密着型サービス及び特定施設 双方の整備事業者選定に関する募集について

募集要項等の配布期間:令和7年12月8日～令和8年2月10日

質疑回答公開期間:令和8年1月14日～2月10日

申込書受付期間:令和8年2月9日～10日

選定実施(書面審査・ヒアリング)期間:令和8年2月～3月 ※

※申込状況により、多少前後する可能性がある

整備事業候補者決定(予定):令和8年4月 ※

※申込状況により、多少前後する可能性がある

●明石市

< 地域密着型サービスの開設募集 >

サービス種別	募集数
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	若干数
小規模多機能型居宅介護	若干数
看護小規模多機能型居宅介護	若干数

開設の意向がある場合は、エントリーシートに必要事項を記載(入力)の上、メールにて連絡する



メール確認後、シートを基に開設についての事前協議を行う

※上記サービスの開設には、必ずシートによる事前協議が必要である

※ 各市町村の第9期介護保険事業計画の詳細等お知りになりたい方は、下記連絡先までお問合せください。